

産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和8年3月3日(火)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第28号 三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)

議案第29号 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第30号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第31号 三次市きのこ館設置及び管理条例を廃止する条例(案)

議案第32号 三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)

議案第33号 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第38号 指定管理者の指定の変更について

議案第40号 工事請負契約の一部変更について

議案第41号 市道路線の認定及び変更について

議案第43号 工事請負契約の締結について

4 出席委員 小田伸次、保実治、横光春市、掛田勝彦、細美克浩、竹田恵

5 欠席委員 鈴木深由希

6 説明のため出席した職員

【産業振興部】 児玉産業振興部長、藤川商工観光課長、松本農政課長、木谷商工労働・企業誘致係長、原田農林振興係長

【建設部】 濱口建設部長、行政土木課長、賀谷土木技術担当課長、秀吉下水道課長、谷川管理係長、藤川建設係長、土井管理係長、宗山建設係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○小田副委員長 皆さんおはようございます。それでは定刻となりましたので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。

この際ご報告いたします。本日の委員会に鈴木委員長から、一身上人の都合により欠席したい旨、届け出がありましたのでご報告いたします。

本日の委員会は、委員会条例第10条の規定により、副委員長である私、小田が代理を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程はすでにお示ししています。委員会審査次第の通りであります。

本日の委員会は、初めに、連合審査の開催についてご協議いただき、それから本委員会に付託されました10議案について、説明を受けた後の質疑を行い、その後、現地の方へ行きまして、市道路線の現地確認を行います。現地確認後、こちらへ戻って参りまして議案ごとに採決を行います。以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 はい、ではそのように進めさせていただきます。なお質疑に関しては、明瞭かつ簡潔にお願いをいたします。

それでは初めに連合審査の開催についてご協議をお願いいたします。「議案第34号三次市過疎地域持続的発展計画の策定について」は、総務常任委員会に付託されておりますけれども、教育民生常任委員会と、産業建設常任委員会の所管事項に関するものであり、3月4日水曜日、午前10時から連合審査会を開催したい旨、総務常任委員長から申し出がありました。

本件につきましては、議会運営委員、委員会でも確認された事項でもあります。お諮りいたします。議案第34号について、連合審査会の開会に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 異議なしと認め、同意することに決定しましたので、同意書を提出させていただきます。明日3月4日水曜日、午前10時に、議場にご参集ください。

それでは、審査に入ります。「議案第28号三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい、改めまして委員の皆様おはようございます。議案第28号三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。

本案は情報サービス業などの事業所設置を促進することを目的とする。三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例が令和8年3月31日で失効を迎えることから、有効期限を5年間延長するため改正しようとするものです。本条例は、デジタル系企業の家賃や通信回線経費を5年間、2分の1助成するもので、また、雇用奨励金については、1人当たり100万円の支援を行うものです。

こうした助成制度を設けている市町に対しては、広島県から家賃と通信回線経費について、市町と同率同額の補助が適用されることとなります。三次市にこうした事業所を設置しますと5年間、家賃、通信回線使用料については、県を合わせ、10分の10の助成を受けることができるというものでございます。広島県におかれましては、令和8年度以降も支援制度を継続する予定であり、引き続き、県と連携を図りながら、デジタル系企業の誘致につなげていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審査の上、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○小田副委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。竹田委員。

○竹田委員 私の方から、実績のところでは何点かお伺いさせていただきたいと思っております。実績欄のところそれぞれ令和5年度、6年度で3件、そして、6人の雇用、そして令和6年度が3社と1人の雇用、別々でそれぞれ3社等があるのかどうなの継続ではなくて、別々の新たな新規なのかというのを伺いたいのが1点と、今後この制度を活用されて見込みとか、今ある相談案件等あれば伺いたいと思っております。

○小田副委員長 はい、藤川商工観光課長。

○藤川商工観光課長 失礼します。先ほどの質問についてですけれども、実績の部分、令和5年度

の3社と令和6年度の3社につきましては同じ企業となります。継続で実際におられます企業です。それと、今後の企業さんのことですけれども、今実際に協議をしている案件がございますので、継続協議中でございます。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、他に質疑ございますか。掛田委員。

○掛田委員 今の答弁で現在協議中ということですが、これは新規の事業者様との協議ということによろしいのですか。それとあと、令和7年度も結局その3社、3社、3社ということによっていいのか、今後そうですね。広がりがあるのかってところで、令和7年度の実績はどうなっているのでしょうか。その2点を質問させていただきます。

○小田副委員長 はい、藤川商工観光課長。

○藤川商工観光課長 ただいま協議をしている企業については新規の事業者でございます。それと、令和7年度の見込みでございますけれども、令和7年度は4件、補助をする予定でございます。

○小田副委員長 よろしいですか。他に質疑ございますか。はい、横光委員。

○横光委員 令和7年度4件ということは、継続の3件と新しいのが1件ということで、新規の4件は、例えば、この条例が失効しても、5年間はそれが延長できることで理解してよろしいですよ。令和7年度に1件の新規のものは5年間延長ですよ。それは5年間継続、条例が失効しても5年間は延長になるということで、5年間は支援することができることだったですよ。

○小田副委員長 藤川商工観光課長。

○藤川商工観光課長 委員のおっしゃられるとおりで、当奨励指定を受けてから5年間、継続して対象になりますので、例えば本条例が今回切れたとしても、これまでの方については、継続して補助が出せることになっております。

○小田副委員長 よろしいですか。その他ありますか。ありませんか。はい、ではないようですので、以上で議案第28号に係る質疑を終了いたします。

産業建設部、産業振興部の皆さんありがとうございました。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(産業振興部商工観光課退室、産業振興部農政課入室)

○小田副委員長 次に、「議案第29号三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 議案第29号三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。

本案は、布野町の知波夜公園が農村公園として利用されなくなったことに伴い、関係条例である三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。その内容は、第三条及び付則第3項、及び別表第1から知波夜公園の名称を削除しようとするもので、施設の概要についてご説明申し上げます。資料の方をご覧いただきたいと思えます。

本施設は、旧布野村が地域の生活環境の整備及び地域の活性化を進めることを目的に農村公園として、昭和56年5月に整備したもので、敷地面積は1,777.01㎡です。条例改正後の今後

についてですけれども地元自治会が市から借り受けまして、地域コミュニティ活動の場として利用し、管理についても、地元で自主的に行うことを希望されております。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○小田副委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。ありませんか。はい、掛田委員。

○掛田委員 この資料を見させていただくとですね、地元の方で管理について自主的に行うことを希望されているというのですが、これはある程度確定している話になっているのですか。希望されていますとかいう話で終わっているのですけど。

あともう1つ結局、これは最終的には普通財産にしたと、本来の行政目的はもう必要なくなったからという、失われたからということで普通財産にされるわけなのですけど、この後の展望ですよ、この辺りはもう地元で管理してくださいねっていうような、そういうところまで描かれているのか、思われているのかっていうところですね。まずは地元の方で使いたいから、どうぞ使ってくださいよっていうぐらいの話なのか、そのあたり何か考えがあればお示しをいただければと思うのですがいかがですか。

○小田副委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 もともととはですね、地元の柳親会というところへ管理委託をさせていただいて、年間2万5,000円の委託料金を払っておりました。この間この知波夜公園としての活用、公園的な活用がされておりましたので、あくまでも、地元の常会の管理の中でされていたということから、行ってきたということがあって、やってきましたけど、今後は地元の方での管理ということになっていきます。

○小田副委員長 はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 この公園については、先ほど課長が説明した通り、広く布野町の中で活用というものがなく、限られた地域での活用ということで、先ほど答弁しましたように、農村公園としての活用、目的は終わっているという状況でございます。

この土地については、地元への譲渡というところも検討してきたところではございますけども、譲渡受けてまでの管理は難しいということで、無償で借り受けて、地域の行事等で活用したいということでございます。その活用がなくなった後ということになりますと、普通財産ということで売却等もまた検討はしていきたいというふうには思いますが、なかなか地域で譲り受けられる方というのは、今のところ活用としてはないのかなというふうには考えております。よろしいですか。その他ありますか。

○小田副委員長 はい、保実委員。

○保実委員 これを今度は地元が管理するということですが、地元で管理してもらうのですね、この周辺の整備、特に写真を見ますとフェンスもありますよね。結構傷んでいるんじゃないかと思うのですが、その辺の整備というのはあるのかどうか教えてください。

○小田副委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 周辺の整備については現状のところでは行う予定はございません。あくまでも地

元管理として、管理いただくということで、当然無償での貸し付けで委託料も当然支払わないということになっております。以上です。

○小田副委員長 はい、保実委員。

○保実委員 このままでということですけど、これ見る限りこのフェンスもかなり傷んでいますから、どっちみちいつかは改修しないといけなくなると思うのですが、その時は行政の方で改修するということですよ。

○小田副委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 このフェンスについては現状では、このままの状態に使っていただくということになりますが、将来的にこのフェンスを撤去する時期というのは来ると思いますので、その場合は、市の管理の土地でございますので市の方で撤去するということになります。

○小田副委員長 はい、よろしいですか。その他ありませんか。

他にないようですので、以上で議案第29号に係る質疑を終了いたします。

次に、「議案第30号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 議案第30号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）についてご説明申し上げます。

本案は、三良坂町の仁賀集会所が隣接する仁賀コミュニティセンターと一体的に活用されていることから、本施設をコミュニティセンターとして位置づけることとし、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、別表から仁賀集会所の名称及び位置を削除し、あわせて文言の整理をしようとするものです。施設の概要についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。本施設は、旧三良坂町が農林業の振興と地域における生活改善を図ることを目的に農林業集会施設として、昭和54年3月に整備したもので、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積は199.92㎡、敷地面積は1,537.23㎡です。今後の管理につきましては、隣接仁賀コミュニティセンターの指定管理者である仁賀振興会により、引き続きコミュニティセンターと一体的に活用していただくこととしております。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○小田副委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。細美委員。

○細美委員 はい、ちょっと1点確認なのですが、施設の概要のところ、5番目のところに取得価格となっているのですが、普通だったら、事業費と書いてあるのですが、これは価格とあるのは、買い取ったということなのかどうか教えてください。

○小田副委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 はい、すいません。表示が他の部分と同じ条例の中で違っておりますけど、実態的な事業費ということでとらえていただければと思います。台帳上の書き方がこのようになっていたというのがあるのですが、事業費というとらえ方でお願いします。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、その他ありますか。はい、横光委員。

○横光委員 これは、今度はコミュニティセンターということで、地域共創部の所管になるということによろしいですね。その場合に、このコミュニティセンターは指定管理になっていると、この部分は、指定管理費の中に入ってくるのか入ってこないのか、今無償だったのが、そのまま無償で管理されるのだろうかどうだろうかというのが心配なのですが、そこのところはいかがですか。

○小田副委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 この集会施設については、現在も仁賀コミュニティセンターと一体で管理をされておりまして、この状況はずっと以前からしております。今後、新たに加わるわけではないということで、今の指定管理料については変更がないものというふうに考えております。

○小田副委員長 はい、よろしいですか。他にありますか。掛田委員。

○掛田委員 ですから、今の話を聞くと、いわゆるもう実態はそういう形で一体的に管理運用されていたということなので、条例整理ということが今回の手段なのかなと思って聞かさせていただいたのですが、これ見ていくと耐用年数47年、経過年数47年というふうに書いてありまして、建物の老朽化は結構著しいものがあるのかなという印象を受けざるをえないのですね。こういった条例の改正を期にですね、地元からちょっとここは修繕してもらいたいとか、こういう何か要望的なものが今回はないのですかね。

○小田副委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 先ほどの横光委員さんの方からありましたように、もうもともとコミュニティセンターと一体化しているというものなので、今後につきましては、地域共創部の方が所管になって、修繕的なものについては所管課の方で対応するということになります。

○小田副委員長 はい、よろしいですか。他にありますか。はい、竹田委員。

○竹田委員 はい、1点だけ、写真を見させていただいて多分右側の建物がこれで言う平成11年に建てられたコミュニティセンターなのかなと思います。左側が、新たに入る集会所なのかなと思うのですが、先ほど掛田委員からもありました通り、ちょっと耐用年数のところで、それぞれが古くなっていることを踏まえると、今後についてどういうお考えがあるのかお伺いします。

○小田副委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい、この施設につきましては、先ほども答弁しましたが現時点で修繕等の要望はいただいておりません。今後、またコミュニティセンターの一部ということで活用されていく中で、指定管理施設ですので、大きな本体に係る修繕については市の方で実施をしていく。

また、中の細々した修繕については指定管理料等で対応していただくということになるかと思っております。現時点では、修繕の要望というところは聞いておりません。

○小田副委員長 その他、質疑ございますか。はい、他に質疑はないようですので、以上で議案第30号に係る質疑を終了いたします。

次に、「議案第31号三次市きのご館設置及び管理条例を廃止する条例（案）」の審査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 議案第31号三次市きのご館設置及び管理条例を廃止する条例（案）についてご説明申し上げます。

本案は、三和町の三次市きのご館が、今後、きのこを中心とした研究展示等の用途として利用することがなくなったことから、関係条例である三次市きのご館設置及び管理条例を廃止しようとするものです。施設の概要についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。本施設は、旧三和町が町所有の赤松林を展示圃場として整備、施業することとし、その隣接地にきのこを中心とした研究展示等を行うことを目的として、平成7年4月に整備したもので、鉄骨造2階建、延べ床面積は545.65㎡。三和総合運動公園の一角にあり、敷地は市の所有となっております。今後についてですが、本条例廃止後も引き続き、施設を活用したい団体等があるかどうかについて、協議、検討していくこととしております。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○小田副委員長 はい、説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。掛田委員。

○掛田委員 これも先ほど来から続いているような話で、何かこう構造が似ているなっていうふうに思ったのですが、結局この普通財産にした後の処分ですよね、これ売却、貸付、譲渡どのように展望しているのかということがあると思うのですね。私ちょっと聞いてみたいのですが、先ほど、こういうことを必要とされている団体と協議検討していくっていうような話もされたと思うのですが、この具体的なプランだとか、或いはそのどういう団体と協議していきたいのかというような、そういう道筋というのですか、そういったものはあるのでしょうかね。その辺り聞かせていただければと思います。

○小田副委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 これまで、三和町の自治連合会を通じて、各団体等の聞き取り、相談等を行ってきましたけど、現時点では活用される団体がいないというような状況で聞き取りを行っている状況です。今後の展望については、引き続き、施設の方のそういったあたってはみたいと思うのですが、こういったものがない限りは、やはり競売にかけたりだとか、最悪の場合は解体していくというような状況になっていくように思います。

○小田副委員長 よろしいですか。はい。その他ございますか。はい、竹田委員。

○竹田委員 検討されていると思うのですが、ここは運動公園の敷地内ということもあって、よく週末に様々な競技が行われているということで、休憩スペースというか、1階の部分を例えばオープンして、自由に使えるとかいうようなことの検討等もこれまでされてきたのでしょうかお伺いします。

○小田副委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 これまで一部活用されている団体というのが野球の三和ジュニアクラブということがありますが、主には軒下とか、これまで活用されたのが1階のホールのところ、ここで休憩をされたりという、活用されてきた経緯がございますけど、ここ令和6年、7年については、建物の中での利用がないということがございます。また、今、電気とかすべてのものが停止されていますので、トイレも使えない状況ということになっておりますが、本当に単に日陰で休むというような使用ということになっています。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、その他質疑ございますか。他にないようですので、以上で議案第31号に係る質疑を終了いたします。

次に、「議案第32号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）」及び、「議案第38号指定管理者の指定の変更について」の2議案は関連がありますので一括して審査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 議案第32号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）についてご説明申し上げます。

本案は、布野木工芸品等加工販売施設が今後も工芸品等の加工販売施設の用途として利用に供することがなくなったことから、関係条例である三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止しようとするものです。施設の概要についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。本施設は、旧布野村が木工加工の技術指導や木工体験などを行う施設として、平成10年3月に整備したもので、木造平屋建、延べ床面積は285.44㎡、敷地面積は882㎡です。今後につきましては、当面の間、本市が現在推進している薬用作物の産地化のため、薬用作物の乾燥施設として使用しながら、活用方法については、地元とも協議、検討していきたいというふうに考えております。

続いて、議案第38号指定管理者の指定の変更についてご説明申し上げます。

本案は、先ほどの布野木工芸品等加工販売施設の指定管理者から、本施設を活用した運営継続が困難であるとして、指定管理者の取り消しを申し入れられたことにより指定管理者の指定の期間を変更するものです。その内容は、指定管理期間の終了期日を令和9年3月31日から、令和8年3月31日に変更するものです。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○小田副委員長 はい、説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。はい、横光委員。

○横光委員 今、いろんな施設を条例から削除して、普通財産にするということでありまして。先ほどのきのこ館も一緒ですが、普通財産にした後、電気を切るということは浄化槽もなくなって、何も使えなくなってくる。そこで譲渡を考えても、浄化槽等々が使えなかったら、もう譲渡先も何もできなくなってくるということでありまして、その管理をするといっても、管理ができてないという状況になってくるわけですね。あとは、解体するしか他ない、そういう状況になってくるといって、問題なのは、使われるような建物でも電気を切ってしまうと浄化槽も何も使えない、トイレも使えない、そういう状況で譲渡ができなくなってくるから、もうどうもならないようになってくる。今後この施設の電気等をどうするのか。譲渡先ができるように管理していくのかどうかということは、どのように考えておられますか。

○小田副委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 この布野木工芸品等加工販売施設についてはですね、ちょっとここに書かせていただいているように、今、市の方で薬用作物の乾燥調製施設として今活用をさせていただいております。当面、地元の団体とかと、まだまだ活用方法に向けての、今後またそういった意見とか検討

というのをさせていただきたいというふうに思っておりますので、その間の当面は市の方で、活用させていただいて、直営で当面管理して、農政課の方で管理していくというふうに考えております。今後、そういった団体という話も、ある程度ちょっとお話を伺っている部分もありますので、一番いいのはやっぱり地元の団体とかで活用いただけるのがいいというふうに思っていますから、そういったところで交渉がまとまれば、引き続いて、地元管理で行っていただくように協議を進めていきたいというふうに思っております。

○小田副委員長 はい、横光委員

○横光委員 ということで管理するというのはわかるのですよ。管理の使用、やり方、電気もそのまま通して管理するのかどうか、使用するような状況に置いて管理されるのか。もう電気を切ってしまうと、建物だけ残して管理するのですよというのか、どうなのかということを知っています。

○小田副委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 この施設につきましては、当然、電気も水も来るように管理は引き続いてやっていくというふうになります。先ほどの三和とかはですね、やはり浄化槽とか全部止まっておりますので、確かに大規模修繕をしないと、今後も使えませんし、逆にそれを活用がないまま、それをずっと維持していくのが、年間のすごいランニングコストが数百万程度かかります。利用があまりないのにコストをかけるのはやっぱり、厳しいということで、今、全面的に三和のきのこ館についてはストップをさせていただいている。布野については、まだ活用の団体という話もありますので、そういったところの話が進めばですね、その間は当然、市できちんと使えるように管理をしていきたいというふうに思います。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、その他、質疑ございますか。竹田委員。

○竹田委員 はい、私からも何点か、これまでの経過等も見させていただくとですね、森林組合が撤退をされて、そういった木材加工等の部分の1つの役割がこの場所においては終わったのかなということで、そのあと、飲食等も活用しながらですが、今は撤退をされていると、先ほど、今後について協議を検討していくということとありますが、例えばどのような事業体系だったらここが利用できるのか、この加工場ですね、こういう事業者だとちょっと難しいですよとか、そういうものが今の段階でわかるものがあればお伺いいたします。

○小田副委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 もともとこの施設はダチョウの肉の販売をされていたり、うどん等も販売をされてきた経緯もあってですね、調理場というのは、確保できますので、布野でそういった加工とかされている団体の活動が見込めれば、一番、地元の方が使われるということで、非常にいいかなというふうには思っております。

その他、カフェとかという話もこれまで自治連さんを通して話がありましたけど、やはり自治連さんが直に運営されるのはちょっと難しいということで、今、その話は止まっている状況で、今後の活用が見込めるのは、先ほど申しましたように、地元のそういった加工されている女性部の方ですかね、そういうところが活用していただければ一番いいかなというふうに思っています。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、その他ありますか。はい、掛田委員。

○掛田委員 この議案32号と38号というのは先ほど委員長から冒頭にあったように、セットの議案だと思うのです。指定管理者の方が、なかなかもうこれ以上、やはり、対応が難しいということで、前倒して指定管理期間が短くなったと、この後をどうしていくのかっていう話でいくと、当面は薬用作物の乾燥施設としてやっていくというような話だったと思うのですね。一番やはり地元等と話をしてここで何か活用できたら、それはそれで地域振興にも繋がるし、いいと思うのですが、いかんせん、三次市も人口が非常に減ってきている中で、そういう新たにこういう事業をやっ
ていこうというプレーヤーがいるのかどうなのかっていうところがあるのですね。だから、従来の延長線上で物事を考えてもなかなか展望が持てないというようなところもあるかと思うのです。だとするならば、今日、議案第28号で審査させていただいたようなサテライトオフィスであるとか、そういうところの活用というのができないのかどうなのか、本市においてもSHIBUYA QWSなんかを展開されているわけで、あれは三次市役所渋谷支所なのですよね。ですから、そういう例えばスタートアップ企業だとか、そういうところとの絡みの中で、地元等で活用していただくのが、一番いいとは思いますが、そういうところからこう引っ張ってくるとかですね、なんかそういう何かこうもっとう広がりがないと、なかなか苦しいのではないかと思うのですが、そういう発想っていうんですかね、そういう発想ってないのでしょうかね。どうなのでしょうかね。

○小田副委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 先ほど申しました通り、当面はやはり地元の活用というのを最優先させていただきたいのがありますので、もしそれが、やはり、何年か経っても決まらないということであれば、先ほど議員さんがおっしゃっていただいたように、別な方法でのサテライトオフィスであったり、またその民間への売却とか譲渡とかいうのは、考えていかななくてはいけない案件だというふうには思っておりますので、今後、そこは検討していきたいというふうに思います。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、その他、質疑ございますか。ありませんか。

他にないようですので、以上で議案第32号及び議案第38号に係る質疑を終了いたします。

産業振興部の皆さん、ありがとうございました。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(産業振興部農政課退室、建設部下水道課入室)

○小田副委員長 それでは次に、「議案第33号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。建設部の説明を求めます。濱口建設部長。

○濱口建設部長 それでは、議案第33号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。

本案は、将来にわたり健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保することを目的に、適正な使用者負担がなされるよう、特定地域生活排水処理施設、市設置型浄化槽といいますが、そちらの使用料の改定するため、三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の、一部改正について市議会の議決を求めようとするものです。

提案内容の要旨でございますが、令和8年4月以降、浄化槽の保守点検費や清掃費など維持管理に要する費用が30%程度上昇することを受けて、これに対する収入額の確保を図る必要があるこ

とから、現行の特定地域生活排水処理施設の使用料について、令和8年10月使用分から、基本料金の増額改定を行おうとするものです。改定の内容についてご説明いたします。基本料金を現行の2,500円、こちらは税抜きでございます。税抜きから1,600円、税抜きの増額改定を行い、4,100円とし、浄化槽の使用人数に応じて、1人当たり800円が加算される加算料金は据え置きとしています。

改定時期は半年間の周知及び準備期間を設け、令和8年10月使用分からの改定としています。請求は、令和8年12月請求分からとなります。今回の改定は、基本料金のみの改定であるため、1使用者当たり一律に税込み1,760円の増額になります。対象件数は359件で、この改定による影響額は、令和6年度決算値で試算しますと、1年間で税込み約760万円の増額となりまして、特定地域生活排水処理事業の経費回収率は改定前の71.76%から改定後は75%になると見込んでいます。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○小田副委員長 はい、ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。細美委員。

○細美委員 はい、すいません。ちょっと教えて欲しいのですが、先ほど物価高騰で、3割強上がるということでの今回改定ということなのですが、これ見るとですね大体6割ぐらい上がっているのですがそれに対しての何か考えとか、その3割プラスっていうところは何か予定を見込んでおられるのかどうかお聞きします。

○小田副委員長 はい、秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 今回の個人設置型浄化槽の使用者が負担される浄化槽の維持管理料金が令和8年4月以降、一段階で値上げということになっております。そちらの方の整合性を図る必要と、また複数回に分けて使用料の改定は、料金システム改修や使用者への周知といった事務コストがかさむことなど、総合的に判断した結果、今回の1回での改定ということ、今回の改定額とさせていただきます。

○小田副委員長 はい、細美委員。

○細美委員 すいません。ちょっとこれ、もしかして6割ということになると、市民から使っている方から、かなり苦情ではないのですが、何か説明を求めるようなことがあると思うのですが、それはきちんと周知して行っていく方向でいいですか。

○小田副委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 この半年間をもちまして周知の方はさせていただこうというふうには考えております。

○小田副委員長 濱口建設部長。

○濱口建設部長 今回の改定につきましては、処理業者さんの方で30%程度の値上げということになっております。三次市の今の特定地域生活排水処理施設につきましては、今までも維持管理費のところ、不足分が出ておりました。今回はその30%値上げがされる部分と、通常いただくべき、維持管理費用と手数料のところにつきましては、同じように回収できるように上げさせていた

だきたいと考えております。

今回は基本料金の方で、値上げをさせていただこうと思っておりますので、人数が多いところにつきましては、参考に申し上げますと、1人のところで言いましたら、基本料金が上がる分、割合が高くなるのですが、そういった場合は48.5%というふうな形になります。ただ、人数が多くなるほど、基本料金だけの影響が少なくなってきますので、その点で、例えば7人の、使用の場合につきましては、19.8%というふうに、その使われる人数によって率というのは変わってきます。

○小田副委員長 よろしいですか。細美委員。

○細美委員 はい、すいません。集落排水との関連はどう考えますか。

○小田副委員長 はい、秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 今回の使用料改定によりまして、下水道事業4事業の中で特配の使用料が一番割高ということにはなりません。本使用料改定の検討に際しまして、公平性の基準として、本市の下水道事業内における使用料負担のバランスにも一定程度の考慮しつつ、同じく、合併処理浄化槽で個別処理を行う個人設置型浄化槽使用者が負担する維持管理費とのバランスを図ることを優先させていただいております。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、その他ありますか。はい、保実委員。

○保実委員 この基本料金2,500円で1人が3,300円というふうに、現行になっていたのが上がっていくのですが、これ、生まれたばかりの赤ちゃん、子どもさんですよ。これも1人として数えるのですか。

○小田副委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 はい、こちらの方は1人ということでカウントをさせていただいております。

○小田副委員長 保実委員。

○保実委員 この人数の把握は、条例で4月1日になっているのだろうと思うのですが、途中、4月以降ですよ、8月でもいいです。その生まれた分はどういうふうに計算するか人数に入れるのかどうか、来年の4月1日まで待つのかどうか、その辺はどうなっているのですかね。

○小田副委員長 はい、秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 4月1日の住民基本台帳が基本という形になっておりますので、次年度の4月1日にまた改定という形になろうと思います。すいません失礼しました。途中での届けを出していただいでの改定になります。

○小田副委員長 保実委員。

○保実委員 それは途中に出生届を出されて、それは市民課の方との連携をとってやるということですよ。よろしいのですか。

○小田副委員長 はい、秀吉下水道課長。

○保実委員 はい、そういった形での連携を取りながらの増減が出た場合には改定という形になります。

○小田副委員長 保実委員。

○保実委員 ということは、0歳だろうが1人の人と高齢者の方も同じ料金で算定するということですね。それとですね、亡くなられた方、それから学生が、学校進学、就職があるから家を出た場合、そういうふうなのはどういうふうに把握しながらするのか、やはり4月1日のその時点でののかその辺を教えてください。

○小田副委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 はい、先ほど申しましたように、毎年4月1日現在の住民基本台帳で確認された世帯の人数を基準として、算定して決定通知という形をとらせていただいております。進学や施設入所などにつきましては、住民基本台帳による移動等の伴わない使用人数の変更については、使用者の方から届出以外では把握できないため、必要に応じて確認書類を添付していただいて変更の届出を行っていただいております。

○小田副委員長 はい、保実委員。

○保実委員 じゃあね、特にあるのですが、進学するのに住所だけ置いといて、よその学校へ行くとかいうのがあると思うのですが、そういうのはやっぱり、数字として残っているから、料金は今まで通り変わらないというような状況になってくると思うのですが、その辺はそれでよろしいですか。

○小田副委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 すいません。そちらの大学等に進学をされる場合等であれば、住民票はこちらの方に残っておりますも、大学の在学証明でありますとかそういったものを提出していただくことにより、1名減額の対象という形になっております。

○小田副委員長 よろしいですか。その他ありますか。はい、横光委員。

○横光委員 30%の値上げということがあるのですが、基本になるのは、今、浄化槽の維持管理費、業者へ払っているのが幾らなんかということなのですね。当然に集落排水だろうと、上下上水だろうと、公共的に全部を賄ってはいないだろうというふうに思うのですが、維持管理費がどのくらいかかるのですかね。

○小田副委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 浄化槽の型とか人槽によってかなり金額が違ってこようかと思いますが、今、現行の1例を申しますと、コンパクト型の5人槽であれば3万8,000円程度のものが現行でかかっております。また、これから30%程度値上げということになりますので、そちらの部分については5万2,000円程度に委託料の方が上がってきますので、そちらの部分を今回の改定で補っていきたいというふうに考えております。

○小田副委員長 はい、横光委員。

○横光委員 ということは、3人槽で4,900円としたら、年間5万8,800円ということになりますよね。5人槽になってくると5万2,000円より多くなってくるよね、ということは、その維持管理費プラス、いろんな経費がいろいろありますので、その辺を見越しての値上げというふうな感じになるのでは、集落排水ならプラスアルファの繰入金で賄うところがあるのでは、ちょっと上げ幅が多いような気がするんですけど、そのあたりはどういう感じを持っていらっしゃるかなという

思いをしますがいかがですか。秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 今回の上げ幅は先ほど言った委託料とあと法定検査手数料、こちらの方も今までは賦課をされていなかった部分ということもありますので、そちらも含めての金額のアップというふうに考えてはおります。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、掛田委員。

○掛田委員 私も細美委員の質問のところと、似通ったところの話をするのですが、確かに上げ幅というのは、非常にインパクトがある上げ幅だと思います。生活排水処理方式である公共下水道だとか農業集落排水事業との料金のバランスはどうなのだろうかというところがとても気になるのですね。この利用料について、利用者の料金の負担が、それぞれバランスっていうものが、著しく偏重してないのかどうか。

だから、そのバランスっていうのが、どうなのだろうかというところが非常に気になって、何かそれらしい話も答弁をされたと思うのですが、今一度そのあたりをちょっと確認させていただければと思うのですがいかがですか。

○小田副委員長 はい、秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 はい、先ほども答弁をさせていただきましたが、今回の使用料改定で特配の部分が、一番割高の料金という形になろうと思いますが、全体のバランスというのは当然考えていかなければいけないところだろうというふうにも思っておりますが、この度合併浄化槽の方が30%程度の値上げもあるということもございますので、個人設置の浄化槽の使用者との維持管理費のバランスということを図ることで今回の料金改定ということにさせていただいています。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、その他ありますか。竹田委員。

○竹田委員 はい、私もちょっと使用料のことですけど、先ほど説明で60%弱のところから比較ということで7人槽のところ、20%弱ということの説明を今受けましたが、今現在その7人の家庭というのも少ない中で、やっぱり、この上がる場所のインパクトがどうしてもその1人や2人や3人といった、今の三次の居住している方々の、世帯数の構成でいうところが大きなインパクトがあるということを非常に危惧しています。

それで合わせて言うと、だったらその今対象件数359件ということで今説明を受けていますが、それぞれの地区で何件ぐらいあって、今後どういう説明、三次として説明責任をどう果たしていった、これをご理解いただくというふうに思っているのかそれについての見解を伺います。

○小田副委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 はい、現在、市の設置浄化槽の地域別でいきますと、和田地区が23基、君田地区が143基、布野地区が128基、三和地区が73基ございます。こちらの数は休止も含んでおりますので、先ほど言った数でいくと367基ということになっておりまして、現在使用中のものが359基でございます。

○小田副委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 はい、それと人槽別でございますが、全部言っていってもよろしいでしょうか。一番多いのは7人槽の部分が全体での8割を占めております。説明については先ほど申しまし

たようにこの半年間の中で、各個々に359件と数も決まっておりますし、対象の方もわかりますので、こちらの部分については直接のチラシ配布であったりだとか、そういったことを含めてアピールをしていきたいというふうに思っております。

○小田副委員長 竹田委員。

○竹田委員 すいません。7人槽が多いというのは、私が不勉強で、勉強させていただきましたが、今、理由としては物価高とそれと今まで見ていなかった部分については、賦課をさせていただくということで説明を受けましたが、今後、物価高がすぐに終わる気配が見えない中で、また来年、再来年、上げるということのないようにしていただきたいと思うのですが、それについての見解どうでしょうか。

○小田副委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 使用料の改定の時期内容につきましては、公共下水道事業などを含めた下水道事業全体の経営状況、社会情勢の変化などを踏まえて検討するべきであるというふうに考えておりました、機械的に維持管理料金が上がったからといっても、来年も使用料改定というふうには、現在のところは今考えておりません。

○小田副委員長 はい、横光委員。

○横光委員 ちょっと理解を深めるために聞かしてもらおうのですが、家の大きさによって7人槽とか5人槽とかができているというふうに思うのですが、料金そのものは1人なら1人分しかいただけないという、ですから、維持管理費的には7人槽なら、7人槽分の維持管理費を出しとることになるから、この料金プラス維持管理費がマッチしてないという、要するに維持管理料が高くつくということで、こういう高額な料金改定になるというふうに理解してもらえばいいのですかね。

○小田副委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 はい、そのように理解をしていただければというふうに思っております。

○小田副委員長 他に質疑はありますか。はい、他にないようですので、以上で議案第33号に係る質疑を終了いたします。建設部の皆さん、ありがとうございました。

しばらくの間、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○小田副委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、「議案第40号工事請負契約の一部変更について」の審査を行います。建設部の説明を求めます。濱口建設部長。

○濱口建設部長 それでは、議案第40号工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。本案は、市道十日市276号線・市道酒河160号線、道路改良工事において、株式会社エーグローと締結している。工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものです。

その内容は、請負金額を2億625万円から3億3,772万9,700円に変更しようとするものです。主な変更理由は、令和7年7月8日豪雨時に、工事中法面及び隣接地で発生した地すべり対策工事及び路床の置き換え、改良工の追加によるものです。以上で議案第40号に係る説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○小田副委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。ありませんか。はい、竹田委員。

○竹田委員 はい、確認ですけど、やっぱり本線があって、去年のいわゆる崩れによつての補修というか、修繕ということで1億3,000万円追加ということでよろしいのか、確認だけさせていただきます。

○小田副委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、この度の変更契約の内容につきましては、昨年度おきました地すべりにおける対応と、あと実際、山を切ったときに、やはりやわらかい部分がありますので、道路の下の部分がやわらかいと後々舗装が悪くなるということがありますので、その置き換えというか、土壌の改良をして固めるというような工事の部分も含んだ形となっております。以上です。

○小田副委員長 よろしいですか。その他ありますか。はい、掛田委員。

○掛田委員 仮定の話はなかなか答えられないところもあるのですが、今後ですね、この同様の事案が発生するリスクっていうのは、極めて低いというか、そういうようなとらえ方でいいのでしょうか。

○小田副委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 今回起きた地すべりのようなことが、今後起きるかどうかというところだとは思いますが、やはり、起きないとは言えないかなと思っています。ただ、今回起きた事象に対して動いているブロックを物理的に止めていきますので、その部分については、安定するのではないかなというふうな認識を持っております。今回起きた現象が、やはりもともと落ちていたところ、山を切ったときに発生して、初めて動いたというところがございまして、今後、他の工事で大きな山切りをする場合にも三次の地形でいけば、あるのかなっていうところはありますが、実際、工事設計するときにはですね、ボーリング調査を通しまして、そのような痕跡があるかないかというところも確認しておりますので、もしそのことが確認できるのであれば、その対策は、当初から考えていかないといけないというようなことになっているところでございます。以上です。

○小田副委員長 よろしいですか。他に質疑ございますか。はい、横光委員。

○横光委員 路床の置き換え、普通1メートルぐらいをするのだらうと思うのですが、これやはり1メートルぐらいの置き換えですか。それと安定処理は、やはりコンクリートかなんかで安定処理されるのですか。

○小田副委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、今回の置き換えの部分につきましては、概ね路床といわれる部分、1メートル部分になります。その改良の仕方なのですが、基本的にはセメント処理、

セメントをまぜて固めていくというような内容になっております。あと一部ですね、今回、れい岩が出てくるところがございますので、その部分にあえて掘り返さずに、その上の下層路盤の厚さを厚くするというので、舗装の健全性を保つようにしております。以上です。

○小田副委員長 はい、横光委員。

○横光委員 あともう1点、区間はこの地すべりのとこだけでなしに、全面的に置き換えというの
はされるのですかね。

○小田副委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 今回の置き換えの範囲につきましては、今、エーグローさんの方で工事
している区間も含めて、全線で、やはり下の路床の状態が悪いので、全線で置き換えをするよう
になっております。以上です。

○小田副委員長 はい、その他質疑ございますか。ありませんか。他にないようですので、以上で
議案第40号に係る質疑を終了いたします。

次に、「議案第41号市道路線の認定及び変更について」の審査を行います。建設部の説明を求
めます。濱口建設部長。

○濱口建設部長 続きまして、議案第41号市道路線の認定及び変更についてご説明申し上げます。
本案は、市道路線の認定基準を満たす市道十日市441号線他5路線の市道認定及び変更する
ことについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき市議会の議決を求めようと
するものです。

委員会提出資料の提案内容の詳細などの欄をご覧ください。今回の市道認定及び変更は全部で6
路線。内訳は認定が4路線、変更が2路線です。初めに、地元要望関連の認定3路線についてご説
明いたします。市道十日市441号線は、団地内の道路であり、令和6年12月に地元常会から市
道認定の要望があった路線です。幅員3.5メートル、延長40.5メートル、最大勾配12%未
満。7戸が連絡する道路で、市道十日市329号線に接続しています。今年度、個人名義の土地を
本市に寄付をいただき、所有権移転登記が完了したことにより、市道認定要綱第3条第3項のその
他市道の要件を満たすことから市道に認定しようとするものです。

次に市道十日市442号線は、団地内の道路であり、令和7年9月に地元団地代表者から市道認
定の要望があった路線です。幅員5.0メートル、延長86.2メートル、最大勾配8%未満。10
戸が連絡する道路で市道十日市282号線及び市道十日市283号線に接続しています。今年度、
個人名義の土地を本市に寄付をいただき、所有権移転登記が完了したことにより、要綱第3条第3
項のその他市道の要件を満たすことから市道に認定しようとするものです。

次に、市道八次229号線は団地内の道路であり、令和7年9月に地元団地代表者から市道認定
の要望があった路線です。幅員6.0メートル、延長80.0メートル、最大勾配8%未満。13戸
が連絡する道路で市道宮森宮田線に接続しています。今年度個人名義の土地を本市に寄付をいた
だき、所有権移転登記が完了したことにより、要綱第3条第3項のその他市道の要件を満たすこと
から市道に認定しようとするものです。

次に、公衆用道路の認定、一路線についてご説明いたします。市道十日市443号線は、幅員

3.0メートル、延長35.0メートル、最大勾配8%未満。2戸が連絡する道路で、市道野尻救線及び市道十日市29号線に接続しています。底地の所有者が三次市であり市道の認定要件を満たすことから、この度市道に認定しようとするものです。

最後に、十日市小中学校改築事業による変更2路線について説明いたします。現在、三次市立十日市小中学校改築事業が進んでいるところですが、計画区域内に市道十日市22号線の一部を含んでおり、今後、一体的に改築事業を進めていくにあたり、支障となることから、令和8年1月に市道の一部廃止の要望を受けたところです。この区間の廃止については、市道十日市22号線の起終点及び市道十日市24号線の終点を変更することにより対応したいと考えています。

改築事業計画区域内の市道の廃止については、教育委員会で地元への説明をし、理解を得られていると伺っています。起終点の変更により市道十日市22号線の延長は487.8メートルから136.0メートルに、市道十日市24号線の延長は116.3メートルから362.0メートルとなります。本議案の市道認定により、路線数は4路線増加し、全体で3、632路線となり、延長は約0.1キロメートル増加し、1,879.7キロメートルとなります。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○小田副委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。はい、横光委員。

○横光委員 議案の説明の中の写真があるのですよね。その03の市道八次227号線、仮、新規になっているのですが、今の説明は八次229線、ここの説明、写真は八次227号線と書いてあるのですが、こっちの表記が誤りですか。

○小田副委員長 はい、行政土木課長。

○行政土木課長 先ほど説明させていただきました八次229号線の方が正しいです。この修正については、上程する前に修正をお願いさせていただいたようなところでございます。

○小田副委員長 その他、質疑ございますか。ありませんか。1点だけ私の方から聞かせてもらっていいですか。今の八次229号線ところの団地内の道路の部分なのですが。この部分を見ると、引き込みの道路が1ヶ所あるけどもここは赤い線が引いてないので、ここは市道じゃなくて、直線のまっすぐこのL字になっているところだけ、これが市道に認定されるというふうに思っただけよろしいのですか。はい、行政土木課長。

○行政土木課長 L字になっているところについては、地元の方から市道の認定要望がありませんでした。登記も個人名義のままでございます。なので、要望のあったところだけを認定するように議案として提出させていただいております。

○小田副委員長 それでは確認ですけど、団地の中に市道と私道とが混在するという形になるということですね。はい、行政土木課長。

○行政土木課長 はい、そうでございます。

○小田副委員長 その他、質疑ありますか。はい、ないので以上で議案第41号に係る質疑を終了いたします。

それでは、次に「議案第43号工事請負契約の締結について」の審査を行います。建設部の説明

を求めます。濱口建設部長。

○濱口建設部長 それでは、議案第43号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本案は、市道十日市194号線道路改良工事に伴う工事請負契約の締結に当たり、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

本工事は、一般競争入札を令和8年2月17日に行い、8社による入札の結果、1億5,727万8,000円で有限会社川地クラウドが落札いたしました。工事内容は、三次工業団地における大型車両の進入ルートの複数路線の確保、団地周辺の交通混雑の低減、工業団地への通勤利便性の向上を図るため、本路線の整備を行うものです。施設の概要ですが、施工場所は三次市南畑町地内で、工事名は市道十日市194号線道路改良工事です。

工事概要は、掘削工、残土処分工、法面工、排水工、集水枿工、舗装工です。本路線全体の整備計画は、市道宗佑線を起点とし、三次工業団地緑岩橋付近を終点とする延長314.4メートル、幅員は9.25メートル、2車線及び歩道の整備をするものです。平成21年度から事業着手し、事業期間中に遺跡調査を実施し、事業を中断した期間もありましたが、令和3年度から工事に着手しており令和10年度の整備完了を目指しています。主要な構造物としては、1級河川宗佑川を横断する橋梁を計画しており、令和5年度から7年度に下部工を施工し令和8年度以降に、上部工の施工を計画しています。

本工事は、整備橋梁から工業団地までのバイパス部における土砂掘削工及び法面工を主な施工内容としています。工事期間は、議決のあった日の翌日から令和8年12月25日までです。財源は交付金及び起債としています。以上でご説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○小田副委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。細美委員。はい、すいません。1点ちょっと教えてください。流用土についてはどこを予定されているか教えてください。賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、このたびの掘削で発生する残土につきましては、県の北部農林事務所の方から工事発生土の提供依頼がございました。発生土の土質や搬出の時期と協議した結果です。三和町大力谷で、県営農地中間管理機構関連農地整備事業、大力谷地区区画整理、1期工事、いわゆる圃場整備ですね、そちらの方で工事間流用するということになっております。以上です。

○小田副委員長 はい、細美委員。

○細美委員 それはこの2万8,000㎡を全部持っていく予定ですか。

○小田副委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 流用するのは、ほぼほぼ、大力谷に持っていきようになっています。残土処分は1,000㎡ほどとなっております。以上です。

○小田副委員長 よろしいですか。はい、その他質疑ありますか。はい、掛田委員。

○掛田委員 はい、この議案につきましては、当初本会議の初日でも質問があったと思うのですが、入札率の低いというところに目を皆さんが引かれたようなところがあったと思うのですね。それは合理的な説明があって、それは問題ないという話だったと思います。

今回の8社が入札されたというのですけど、この応札分布っていうのですかね、大体、極端に開きがあったのか、或いは、この1社の方が割と低い落札率だったのか、この辺りがどうだったのかっていうことを、説明していただければと思うのですがいかがですか。

○小田副委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、今回の入札の結果の価格の分布状況ですけれども、本件の入札には8社の応札がございました。そのうちですね、低入札価格調査基準価格を下回った社が2社ございました。

また、最低落札者以外の4社がですね、その最低落札者と数百万程度の差で入札している状況でございます。具体的に申しますと、8社のうち入札率でいくと60%台が5社、70%台が1社、80%台が1社、90%台が1社というような分布となっております。以上です。

○小田副委員長 よろしいですかはい。他に質疑ございますか。ありませんか。他にないようですので、以上で議案第43号に係る質疑を終了いたします。建設部の皆さん、ありがとうございました。以上で現地確認を除く議案の審査を終了いたします。

午後1時より現地確認を行いますので、委員の皆さんは、1階正面玄関に長靴持参のうえお集まりください。それではここで一旦休憩をいたします。

午前11時30分休憩

午後1時00分～午後2時45分現地確認

午後3時00分再開

○小田副委員長 委員の皆様、先ほど市内視察大変お疲れ様でございました。

それでは引き続き委員会を再開いたします。これより議案10件の採決を行います。配布してあります審査報告書に沿って、討論後、採決といたします。

それでは、まず、最初に、「議案第28号三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）」の討論を願います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第29号三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の討論を願います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 ご異議なしと認め、原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第30号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより議案第30号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第31号三次市きのご館設置及び管理条例を廃止する条例(案)」の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第32号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)」の討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第33号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 ご異議なしと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第38号指定管理者の指定の変更について」の討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 ご異議なしと認め、原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第40号工事請負契約の一部変更について」の討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第41号市道路線の認定及び変更について」の討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第43号工事請負契約の締結について」の討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 討論なしと認めます。これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて委員長報告に付すべき意見や要望等について、自由に議論して参りたいと考えています。意見のある方、挙手願います。掛田委員。

○掛田委員 はい、私、議案第32号三次木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例に廃止する条例(案)につきまして、意見を述べたいと思うのですが、ここの当該施設というのは、この布野町のやはり拠点性を示すような立地条件もいいところだと思うのですね。当面はその薬用作物の関係としての施設として活用するという事とも言われましたし、また、その後は地元との協議を進めていきたいという、そういう話もあったのですが、やはり今までの延長線上で、物事を考えていくと、なかなか広がりが見えてこないというところもあるので、三次市が抱えている官民連携であるとか、或いは企業誘致とか、関係人口とか、なんかそういう視点で、もっと地域の活性化に活用できないかなということ、少し多角的な考え方で今後議論していただきたいなという、そういう考えに至りました。以上です。

○小田副委員長 はい、施設の将来利用についての活用方法ですね。

他に意見がありますか。はい、竹田委員。

○竹田委員 はい、私は議案33号についてですけども、やはり市民の負担が増えるということになりますので、しっかりとした利用者への説明責任という形での説明を求めたいというふうに思い

ます。以上です。

○小田副委員長 負担が増えるということについての説明ですね。はい、その他ご意見ありますか。ありませんか。

はい、今、2つの意見が出ましたけども、お諮りいたします。本委員会の委員長報告は、今述べられた自由討議を参考にして作成したいと思います。なお、作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○小田副委員長 異議なしと認めます。それでは正副委員長の方で調整の上、タブレットの方に後日掲載したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。皆さん、お疲れ様でございました。

午後3時09分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和8年3月3日

産業建設常任委員会

委員長 鈴木 深由希